

平成24年第4回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成24年12月4日(火曜日)

出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	西東文雄君
経済課長	岩原栄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	山田弘幸君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 5 >
- 日程第 4 報告第 1 6 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報告第 1 7 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 6 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度足寄町上下水道事業会計決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 7 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 8 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 9 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 0 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 1 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 2 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 3 議案第 9 2 号 平成 2 3 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 4 議案第 9 3 号 平成 2 3 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 5 議案第 9 4 号 平成 2 3 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(平成 2 3 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 1 6 行政報告(町長・教育委員長)< P 8 ~ P 1 3 >
- 日程第 1 7 報告第 1 8 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負契約の締結について< P 1 3 ~ P 1 4 >
- 日程第 1 8 報告第 1 9 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負契約の締結について< P 1 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 1 9 議案第 9 8 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例< P 1 5 ~ 1 6 >

- 日程第 2 0 議案第 9 9 号 足寄町税条例等の一部を改正する条例 < P 1 6 ~ P 1 7 >
- 日程第 2 1 議案第 1 0 0 号 足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例 < P 1 7 ~ P 1 9 >
- 日程第 2 2 陳情第 1 号 「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書 < P 1 9 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成24年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、総合条例第177条の規定によって、1番高橋秀樹君、2番星孝道君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 昨日開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月4日から20日までの17日間とし、そのうち5日から17日までの13日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日12月4日は、最初に議長の諸般の報告を受け、次に総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を受けます。

次に、平成23年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審査となっておりました議案第84号から議案第85号、議案第87号から議案第94号までの決算認定について審査報告を受け、審議を行います。

続いて、町長、教育委員長から行政報告を

受けます。

次に、報告第18号と報告第19号の報告を受けます。

次に、議案第98号から議案第100号までを即決で審議いたします。

陳情第1号は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とします。

18日は、一般質問などを行います。

19日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第101号から議案第110号までの補正予算案は、後日、提案説明を受け、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの17日間に決定をいたしました。

なお、17日間のうち、5日から17日までの13日間は、休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、13日間は、休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月6日、木曜日の午後4時

までとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第16号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第16号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

報告第17号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第17号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

議案第84号～議案第94号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第84号平成23年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から、日程第15 議案第94号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は、別紙配付の

とおりです。

これにて委員長の報告を終わります。

これより議案第84号平成23年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第84号平成23年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第84号平成23年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第85号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第85号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第85号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしま

した。

これより、議案第87号平成23年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第87号平成23年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第87号平成23年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第88号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第88号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第88号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第89号平成23年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第90号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第91号平成23年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第91号平成23年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第91号平成23年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第92号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第92号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理

事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第93号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第93号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第94号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第94号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定についての件は認定することに決定をいたしました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第16 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、5件の行政報告を申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、足寄町第5次総合計画の平成23年度実績、平成24年度実績見込み、および平成25年度から平成26年度までの2カ年の実施計画について御報告をいたします。

総合計画は、市町村のすべての計画の基本となるものであり、足寄町が目指すまちづくりの方向や、それを実現するための施策等を定める重要な計画であり、各種事業を総合計画の方針に沿って進めております。

平成22年の地方自治法改正により、総合計画の策定義務はなくなりましたが、足寄町のまちづくりを進めていく上で欠かすことのできない計画であると考えており、平成16年度に策定した足寄町第5次総合計画に基づき、毎年度実施計画の見直しを行っております。

平成23年度の事業実績は別冊配付のとおりで、継続事業では、土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、町道整備事業、上下水道整備事業、浄化槽設置整備事業、介護療養型老人保健施設整備支援事業、農業担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払交付金、野生鳥獣対策事業、公の施設改修事業などを行いました。

単年度事業では、旧法務局足寄出張所を社会福祉協議会事務所やDV対策、消費者相談等拠点施設として改修し、また、足寄町商工会館改修支援や、あしよる銀河ホール21南側に地域物産交流館の整備等を行いました。

なお、実績見込みに対する実績の割合は、総事業費で94.35%の執行率となっております。

平成24年度の実績見込みは別冊配付のとおりで、土地区画整理事業などの継続事業のほか、高齢者複合施設整備事業、パークゴルフ場整備事業、足寄農協が実施する農産物処理加工施設整備への支援等を進めております。

新規事業の大規模災害対策事業は、郊外の指定避難所に発電機や照明灯を配置するもので、また、学校給食施設整備事業では基本設計費を計上しており、いずれも本定例会で予算提案をさせていただいております。

地デジ難視地区対策事業、人工透析病棟新築事業、足寄中学校校舎改築事業、学校給食施設整備事業などで実施年度の繰り上げをした結果、計画に対する事業実績見込みの割合は総事業費で142.54%となっております。

なお、地デジ難視地区対策事業のうち、有線共聴施設整備は平成25年9月末の完了予定であり、繰越明許費を設定しております。

次に、平成25年度から平成26年度までの2カ年の実施計画につきまして、去る11月15日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、別冊実施計画のとおり答申をいただきました。

通常、実施計画は向こう3年間の計画につきまして、答申をいただくものでありますが、第5次総合計画が平成26年度までの計画であることから、本年度は25年度と26年度の2カ年分の実施計画となっております。

概要を申し上げますと、2カ年の合計で総事業費が56億3,558万円となっており、財源内訳は国庫支出金が15億1,918万5,000円、道支出金が2億317万3,000円、地方債が18億950万円、その他財源が6億514万7,000円、一般財源が14億9,857万5,000円となっております。

計上事業のうち、新規事業や大型事業、大きく変更があった事業につきまして御説明をいたします。

新規事業で、寺前通と銀河ホール北側駐車場を結ぶ散策路と小公園の整備を行う（仮称）銀河公園整備事業と、公園長寿命化修繕事業を計上しております。

P C B 廃棄物処理事業では、室蘭市に建設された受け入れ施設におきまして、処理能力を大幅に超える申し込みがあり、平成25年度中に足寄町保管分を受け入れすることは困難との回答があったため、実施年度を平成26年度に繰り下げ、引き続き平成27年度も処理を行う予定といたしました。

防災資機材倉庫建設事業は、現在、非常食や寝具等の防災備蓄品の充実を進めており、備蓄品が役場庁舎北側の防災備品収納庫に収まりきらなくなったことから、役場庁舎北側車庫近くに倉庫を新設したいと考えております。

また、橋梁長寿命化修繕事業を平成26年度から計画的に行う予定をしております。街路灯整備事業では、現在、節電や電気料金削減等を目的に街路灯のLED化を計画に進めておりますが、平成25年度と平成26年度の事業費を増額し、重点的に更新を行う計画といたしました。

また、新規事業で下水終末処理場長寿命化計画策定事業を計上し、継続事業で介護療養型老人保健施設整備支援事業や高齢者複合施設整備事業を計上をしております。

学校給食施設の整備では、現施設の老朽化が著しいことなどから、実施年度を繰り上げて本年度に基本設計、平成25年度に実施設計、平成26年度に改築を行う計画といたしました。

足寄高校生海外派遣事業は、これまで隔年で実施していた中学生・高校生海外研修事業を発展・拡大するもので、海外での見識、言語や文化を体験的に理解し、学力向上と情操豊かな人格形成に資すること、さらに足寄高校の間口削減防止と存続に向けた特色ある学

校づくりを支援するために、姉妹都市のカナダ、ウェタスキウィン市に足寄高校1年生を毎年度派遣するための費用を計上しております。

足寄弾薬支処周辺農業用施設設置助成事業では、足寄農協が整備するトラクターやハーベスター等の農業機械購入費に対する補助金を計上し、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金では、足寄農協が行う牛の給食センターともいわれるTMRセンター整備費への補助金を計上しております。

森林公有化整備事業では、森林が有する公益的機能と木質資源の安定的な確保を目的に、民有林伐採後の未立木地を毎年度約20ヘクタール程度取得することで、新規計上をいたしました。

国・地方共に厳しい財政状況が続き、また、国政選挙を控え、今後の財政の見通しを立てることが非常に困難であります。一層の行財政の簡素効率化を推し進め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見極めながら最小の経費で最大の効果となるよう、柔軟な考えを持って行財政運営を進めていかなければならないものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、足寄町生活・福祉拠点ゾーン基本計画の概要についてでございます。

医療と介護・保健・福祉の連携システム（以下、「連携システム」という。）の構築に向けた取り組みでございますが、このたび、足寄町生活・福祉拠点ゾーン基本計画が完成しましたので、その概要について御報告をいたします。

足寄町生活・福祉拠点ゾーン基本計画は、役場北側の土地に高齢者複合施設と公営住宅52戸を一体的に整備するための「基本設計」および連携システム構築に向けた「基本計画」となるもので、この間、町内の医療・介護事業者や自治会、老人クラブ等から御意見をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

基本設計のうち高齢者複合施設部分の概要ですが、全体敷地1万4,356.48平方メートルのうち約5,900平方を高齢者複合施設の敷地とし、通所を中心に泊りや訪問サービスを柔軟に提供できます小規模多機能居宅介護施設、これは登録定員25名、通所15名、泊り9名、認知症高齢者が家庭的な環境のもとで共同生活を送る認知症高齢者グループホーム、定員9名、退院後在宅生活へ戻るための訓練期間や農繁期・冬期間等に一時的に入居する(仮称)生活支援長屋、居室数20室、介護予防や高齢者の就労支援・交流の拠点となる(仮称)地域支え合いセンターを整備することとし、総事業費は約6億2,000万円を予定しております。

次に、基本計画の概要ですが、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを計画のテーマとし、高齢者複合施設と公営住宅を一体的に整備することで、互いに支え合う近隣コミュニティの形成や居住集積による行政サービス供給の効率化等を図るとともに、町が目指す連携システム構築の拠点と位置づけ、様々な活動・サービスを展開することとしております。

今後の予定でございますが、年度内を目標に実施設計を行い、新年度のできる限り早期に工事着手できるよう進めてまいりたく、本定例会に高齢者複合施設建設のための実施設計費2,000万円を補正予算として計上しておりますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、別冊で基本計画概要書、鳥瞰図、土地利用計画図、福祉拠点施設、全体計画図を添付しておりますので御参照願います。

また、高齢者複合施設の指定管理者を予定している足寄町社会福祉協議会を初め、医療機関並びに介護事業所等と協議を進め、高齢になっても不安を持たずに足寄町で暮らし続けていただくための連携システムの具現化を図ってまいりますので、議員各位を初め、町民の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、足寄町橋梁長寿命化修繕計画策定についてでございます。

国は、地方公共団体が管理する道路橋においては、建設後50年以上経過する橋梁が20年後には約半数に増加するなど、老朽化した橋梁が今後急速に増加することが見込まれ、これに対応するため、従来の対症療法的修繕およびかけかえから、予防的な修繕および長寿命化修繕計画に基づくかけかえへと、地方公共団体における円滑な政策転換を促し、橋梁の長寿命化および橋梁の修繕、かけかえにかかわる費用の軽減を図る必要があることから、平成19年に長寿命化修繕計画策定事業費補助制度を創設したところであります。

その後、制度の拡充がされ、市町村道については平成25年度までの計画策定及び平成26年度以降の橋梁修繕、かけかえが長寿命化修繕計画に基づくものであれば、補助の対象となることになりました。

本町においてもこの制度を活用し、平成23年、24年度の2カ年で計画を策定することとし、平成23年度に本町が管理する123橋の橋梁についての健全度把握のための点検業務を実施いたしました。

123橋のうち、橋長が50メートル以下の中小規模の橋梁が109橋と全体の約90%を占めており、建設後50年を経過する橋梁は現在2橋、全体の2%しかありませんが、5年後には21橋、全体の17%、10年後には32橋、全体の26%、20年後には56橋、全体の46%と急速に橋梁の高齢化が進み、損傷状況においては5段階の健全度評価の結果、健全度5の損傷が認められないとの判定結果となったのは、鋼けた橋梁49橋のうち20%しかなく、残りの大部分においては腐食などの損傷が多く見られ、逆にコンクリートけた橋梁74橋のうち80%に損傷がないことが判明いたしました。

また、床板、下部工、路面工にも20から40%程度の損傷が見られましたが、支承にはほとんど損傷がありませんでした。

なお、点検結果につきましては町のホームページなどで公表を行っております。

この点検結果をもとに、本年度、効率的、効果的なメリハリのある管理を行うために、交通量や環境条件を考慮して、予防維持管理型として、できる限り劣化が顕在化する前に予防保全的に対策を行うもの、劣化が顕在化した後では対策が困難なものを管理区分Aとし、事後維持管理型として、損傷が顕在化した後に事後保全的に対策を行うもの、劣化が外にあらわれてからでも対策が可能なものを管理区分Bとし、観察維持管理型として、使用できるだけ使用して大規模な補修、更新を行うもの、第三者に対する安全性を確保すればよいものを管理区分Cとする3段階の維持管理区分を定め、本修繕計画に定める10カ年における修繕対象橋梁は、維持管理区分Aで健全度3以下および維持管理区分Bで健全度2以下の橋梁を基本に31橋といたしました。

長寿命化修繕計画による効果試験の結果は、今後60年、これは2074年までの保全、更新費用を試算した結果、予防保全型での維持管理費用は約70億円であるのに対し、大規模補修、更新型での維持管理費用は約160億円となり、予防型の維持管理方法が約90億円のコスト縮減効果が期待できるという結果になっております。

本計画策定に当たり、学識経験者の意見聴取が必要なことから、10月16日に北海学園大学工学部の杉本教授に御意見を伺った結果、本計画案は妥当であるとの御意見をいただいたところであり、本日配付させていただきました別冊の足寄町橋梁長寿命化修繕計画（案）により、現在、平成25年1月末での国への計画書提出に向けて北海道と協議を重ねておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、足寄町橋梁長寿命化修繕計画についての御報告といたします。

次に、足寄町公園施設長寿命化計画策定についての件でございます。

平成21年4月に公園施設長寿命化計画策

定補助制度が創設され、地方公共団体が管理する都市計画区域内の公園、以下、都市公園という。における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等にかかわる取り組みを推進するため、公園施設長寿命化計画の策定を行う地方公共団体に対し、国が必要な助成を行うこととなりました。

本町においては、平成23年度にこの制度を活用して、15カ所の都市公園の900施設について、施設ごとの劣化状況や安全性などの調査を実施し、A・B・C・Dの4段階の総合判定を行いました。

総合判定のA判定は、健全であり修繕等の必要がなく継続的に使用可能な施設で、364施設あり、全体の約40.4%を占めております。

B判定については、部分的に異常はあるもののその部分の修繕を行えば使用可能な施設で、360施設あり、全体の40%を占めております。

C判定については、やや重要な部品等に異常があり、場合によっては使用禁止の措置をとるなどの対策及び修繕が必要な施設で、136施設あり、全体の約15.1%を占めております。

D判定については、主要部材、部品等に異常があり使用禁止もしくは至急修繕または取りかえが必要な施設で、40施設あり、全体の約4.4%を占めており、CおよびD判定の大部分が遊戯施設となっていることから、平成24年度当初予算に計上し、利用頻度の高い里見が丘公園、中島公園などの公園遊具等について、危険防止のための緊急の対策として、本計画策定に先駆けて修繕等を図りました。

計画の策定に当たっては、総合判定結果をもとに都市公園を利用される地域住民からの要望や維持管理への住民参加など、地域住民の皆さんの理解を得ながら策定すべく、市街地の自治会などと懇談会を開催しました。そ

の中では、公園を利用する子どもたちは減ってきたものの、散歩などの途中で休憩するために公園を利用する高齢者の方がふえてきており、ベンチや屋根つきの休憩施設が傷んでいることから、早急なる修繕計画の樹立と施設等の更新前における利用実態に即した整備を図るための公園利用者などとの意見交換の実施など、多くの御意見をいただいたので、これら地域の意見を取り入れ、総合判定C・Dの施設についての修繕および更新を盛り込んだ計画案をこのたび策定いたしました。

計画には、都市公園の整備状況や計画期間、対象公園および対象公園施設、並びにそれらの選定理由や維持管理の状況、健全度調査結果の概要、日常の維持管理の方針や公園施設長寿命化のための基本方針などを定め、北海道知事を経由して北海道開発局長に提出することにより、更新事業が国からの補助対象として事業実施することが可能となります。

現在、本日配布させていただいております足寄町公園施設長寿命化計画案により、平成25年1月末での計画書提出に向けて北海道と協議を重ねておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、足寄町公園施設長寿命化計画策定についての御報告とさせていただきます。

次に、土地区画整理事業に係る損害賠償請求事件の現状についてでございます。

平成24年9月4日開催の第3回定例会において、平成24年7月2日開催の第6回電話会議及び平成24年8月31日開催の第7回電話会議の内容について、御報告させていただいたところでありますが、9月24日、午後2時より、釧路地方裁判所帯広支部におきまして第8回電話会議が開催されましたので、御報告をいたします。

第8回電話会議においては、原告および被告双方の主張整理を図るために作成した瑕疵一覧表と陳述書の確認が行われ、12月10日、午前10時より原告および被告双方の関係人からの人証を行うことが言い渡され閉会

いたしました。

12月10日のこの人証が終わった後に動きがございましたら、また今定例会の開会中に追加の行政報告をさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

以上、損害賠償請求事件の現状についての報告とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告を行います。

学校給食センターの改築について御報告申し上げます。

足寄町学校給食センターは、学校給食法に基づき、昭和43年に建設され、供用開始から44年が経過しました。

現センターは、鉄骨セラミックブロックづくり、一部2階建て537平方メートルで、町内小学校の児童生徒と教職員等に650食の給食を提供しておりますが、施設設備の老朽化が著しく、また、調理場の床は文部科学省では衛生管理上ドライフロアシステムを推奨しておりますが、現調理上はウェットフロアシステムのため、衛生的な管理を保つことが難しい状況にあります。

ウェットフロアシステムとは、従来から一般的に行われてきた方法で、常に床がぬれている状態にあり作業過程で使用する水や湯を直接床に流し、床の勾配によって排水溝に集め排水するシステムであります。

一方、ドライフロアシステムとは、高温多湿になりがちな環境に対し、衛生管理について考慮されており、基本的に床に水を流さないシステムで、水や湯を機器から床下の排水管へ直接流し排水するので床がぬれにくいことがウェットフロアシステムの最大の違いであります。

床がぬれた場合には、すぐに拭き取り、常に床を乾燥させた状態にしておくことで雑菌の繁殖を抑え、水を使用しないため床勾配を小さく、あるいはなくすることができ、足元が滑る危険性を回避できます。

また、耐震改修促進法下での昭和56年以前の建物であることから、地震等への災害時に安全の確保を保つことも難しい状況にあります。

これらの理由と合わせ、現在改築をしております足寄中学校は本年12月末をもって完成し、年明けの3学期から使用できることから、学校給食センター改築計画を平成26年度に実施設計を計上し、平成27年度着工予定としていた計画を1年前倒しをし、平成25年度実施計画、平成26年度着工予定、平成27年度供用開始として改築整備することとしたものであります。

建設場所の選定については、本町の防災計画では、足寄中学校の校庭が災害時の避難場所、体育館が避難所に指定されており、隣接する学校給食センターは炊き出し施設として災害時における被災者への食料の供給を行う役割を担っていることから、足寄中学校用地の現学校給食センター北側に建設を予定しております。

基本設計では、現在、町内小中学校の児童生徒と教職員等への650食の給食の提供のほかに、保護者から要望の多いへき地保育所への提供として50食、足寄高等学校の存続に向けた支援策として足寄高等学校に150食の計850食の提供を計画するとともに、新施設は災害時に各種支援を迅速に実施できるよう自家発電設備等を備え、大規模災害時においては一定程度の食糧供給が可能となる施設整備を考えております。

なお、これらにかかわる基本設計費として、今定例会に補正予算の計上をお願いしておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げ、学校給食センターの改築についての御報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分再開といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

報告第18号

議長（吉田敏男君） 日程第17 報告第18号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま、議案となりました報告第18号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、御説明申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成24年8月29日から11月30日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第2項第1号により報告する工事または製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり8件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） ただいまのこの建設に対する、いわば1,000万円以上の契約ということで、事前に私共所管のほうに説明は受け承認したところでも実はあるのですが、ただ、この契約方法については、そこに詳細記載されてなかったものですから、適正に執行されているということは間違いのないと思うのですが、一応、確認の意味でお聞きしておきたいのですが、この契約方法に非

常に私どもちょっと一瞬疑問を生じたのです。

というのは、町財務規則で129の2において、工事または製造請負に対しての、いわば随契、随契ということは随意契約のことなのですが、130万以下と定めるとうたっているのですが、これに対しての、いわば特例として契約相手側が札幌なわけですから、地元及び近隣で技術者の資格がこれなかったのか、また、相手が札幌となると全道一円としての対象で、随契というのはちょっと私どもそれなりの何かのひもつきだったのか、まあ俗に言う、何か指定されたものなのか、それだけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

足寄町地デジ無線共聴施設整備工事の随意契約の関係でございますが、この工事に関しましては、テレビの無線共聴という専門的な知識ですとか技術、経験などが必要な事業でございます。本町にはテレビの無線共聴施設の整備、運営、保守などの専門的な知識ですとか技術、経験などが余りございませんので、今回公募型プロポーザル方式ということで、民間事業者から創意工夫と技術力を生かした整備に対する提案を受けまして、その中から最も適した事業者を選定し、選定いたしましたその事業者と随意契約を行うということとしたところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） その今、公募をして選定したということなのですが、その選定の対象者は何社あったのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） この関係につきましては、公募でございますので、広くこの事業に対して、この事業ができますよという

ものに対して公募という形で広告、それから町のホームページ、それから建設新聞への掲載ということで公募を行いました。

ですから、広くこの事業に参加したいという方がいらっしゃれば、参加をして、そういうことで公募をいたしました。結果として参加を表明してこられたのは、今回の契約をいたしました株式会社エヌエチケイアイテック北海道支社1社でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

報告第19号

議長（吉田敏男君） 日程第18 報告第19号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました、報告第19号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成24年8月29日から平成24年11月30日までの間におきまして、足寄町議会総合条例第12条第2項第2号により、報告する工事または製造の請負は4ページに添付いたしました別紙のとおり、1件でございます。

契約の名称、履行の場所、契約の金額、契約の方法、契約の相手方、締結年月日、契約の期間につきましては記載のとおりとなって

おりますので、御参照のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上のとおり、報告を申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

議案第98号

議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第98号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第98号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町土地開発基金が保有しておりました足寄町北1条3丁目9番地の2と北2条4丁目38番地の5の土地、合計1,112.7平方メートルを本年度まちづくり交付金事業による広場整備に伴い一般会計で買い戻しをしたため、土地開発基金が保有する現金が増加いたしました。当面、土地開発基金で先行取得する予定もないことから、基金の額を減額する改正をお願いするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中9,382万5,000円を7,088万8,000円に改めるものでございます。

現在、基金で保有する額は、土地として保有する額が5,888万6,000円、現金と

して保有する額が3,500万1,161円、合計で9,388万7,161円となっております。

今回、基金で保有する額を減額する改正をお願いしているところでございまして、条例改正後は、土地として保有する額は現在と同額で5,888万6,000円、現金として保有する額は2,300万円減額をいたしまして1,200万1,161円となり、合計で7,088万7,161円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

なお、6ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第98号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号足寄町土地開発

基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第99号

議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第99号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 西東文雄君。

住民課長（西東文雄君） ただいま議題となりました議案第99号足寄町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律。

地方税法施行例等の一部を改正する政令および同法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年6月30日にそれぞれ公布をされ、原則として同日から施行されたことにより、平成23年12月に条例改正をしましたが、その中で改正を見送っていましたが特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市町村の条例に定めるものとされた寄附金控除につきまして、控除対象法人の審査要綱の整備及び町内の対象法人への制度の周知を行い、今回申し出のあった対象法人について審査の結果、条例に個別指定することとなったことから本条例の改正をするものであります。

改正の内容としましては、町民税所得割の納税義務者の寄附金控除の対象に特定非営利活動法人に対する寄附金の項目の追加及びそれに伴う字句の読みかえ整理と、審査の結果指定対象となった2法人を条例に個別指定する改正をするものであります。

なお、本条例改正が今回提出となった理由につきまして、特定非営利活動法人に係る寄附金の条例による個別指定について、北海道の条例による個別指定の動向を見ていたこと

と、足寄町として条例で指定するための審査要綱の整備と町内の対象法人への制度の周知や理解を図っていたことによるものであります。

次に、足寄町税条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は7ページになります。

議案書は7ページになりますが、提案の各条項の説明を省略させていただき、改正の主な内容について新旧対照表により御説明をさせていただきますと思います。

9ページをお開き願います。

第1条によります足寄町税条例（昭和58年条例第7号）の一部改正につきましては、改正前の第34条の7第1項の第1号から第10号各号を改正後の第34条の7第1項第1号のアからコに条項を整理をし、改正前の同項の別表を別表第1に改めるものでございます。

同項第2号につきましては、寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものを追加をし、該当法人の名称と主たる事務所の所在地を別表第2に掲げる規定を追加をするものです。

次に、10ページをお開き願います。

第36条の2、町民税の申告と、第36条の4、これは町民税の申告に関する過料であります。これにつきましては、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものを追加することに伴い、それぞれ該当条項等の整理をするものです。

別表につきましては、改正前の別表を別表第1に改めるものです。

次に、11ページをお開き願います。

11ページの改正後の別表第2につきましては、申し出があった対象法人について審査の結果、条例指定が適切と認められた当該対象法人の名称及び事務所の所在地を条例に明記をするものです。

次に、12ページをお開き願います。

12ページの第2条によります足寄町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第13号）の改正につきましては、本条例改正に伴う個人町民税に関する経過措置に係る規定を改正後の条例および該当条項に改めるものでございます。

次に、附則の関係につきまして、議案書の7ページをお願いいたします。

附則につきましては、第1条で、この条例は、公布の日から施行するとして、第2条及び第3条は、町民税に関する経過措置について規定をするものです。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第99号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第99号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第100号

議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第

100号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第100号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございます。

労働基準法第16条、賠償予定の禁止において、「使用者は労働契約の不履行について違約金を定め又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と規定されております。

現行の足寄町医師等修学資金貸付条例第10条の返還金および第11条の違約金の規定は当該法令に抵触するおそれがあることから、本町に医師または看護師等として従事しない場合においても、金銭消費貸借契約に基づく修学資金の約定元金および利息の合算額のみ償還義務を果たす規定に改正を行うものでございます。

なお、本町に医師または看護師等として従事した場合は、引き続き約定元金および利息相当額の償還免除を行い、医師または看護師等の確保を継続して図るものでございます。

改正の内容について御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

足寄町医師等修学資金貸付条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の改正でございますが、文言等の整理及び追加でございます。

第7条の改正ですが、純然たる賃借契約に改正を行い、労働契約の履行あるいは不履行とは無関係とする内容でございます。

読み上げます。

第7条中「町長の定めるところにより貸付金」を「第3条の規定により貸し付けを受けた修学資金の総額に、貸付けを受けた各月の

翌月の初日から貸付金を償還する日までの貸付残高に対して年5%の割合を乗じて得た利息に相当する額の合算した額（以下「償還金」という。）に改め、同条に次の2項を加える。

2、修学資金の貸付けを受けた者が、前条第1項の規定により貸し付けの取り消しを受けた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月末日までに償還金を一括償還しなければならない。

3、修学資金の貸し付けを受けた者は、正当な理由がなくて償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害または疾病、その他特別の事由により、前項の規定する期限までに償還することが困難であると認める場合は、申請によりその期限を延長し遅延利息を免除することができる。

第8条及び第9条は、文言および字句等の修正でございます。

第10条および第11条を削り、第12条を第10条とするものでございます。

附則の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行する。

適用区分としまして、2、この条例による改正後の足寄町医師等修学資金貸付条例の規定は、改正前の足寄町医師等修学資金貸付条例の規定に基づき既に修学資金貸付の決定を受けている者についても適用する。

以上で提案理由の御説明とさせていただきます。

なお、14、15ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 今、いわば条例改正する内容説明をいただきました。

これ、取り消しを受けた場合という償還金を一括、いわば返さなければいけない、償還しなければいけないということなのですが、まず冒頭に、最初に、この認定をされる修学貸付資金のどのようなメンバーで、これちょっと私どももわからないのですが、メンバーで構成されてるのですか。その審査というものに対して。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） まず、この修学資金の借り受け希望者を広報あるいは自治会回覧で、審査は町長、副町長、それから国保病院の院長、事務長、福祉課長等が入りまして、面接によってその貸し付けをすることが適当かどうか判断をしております。

議長（吉田敏男君） 9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） そんなこともないでしょうけど、この審査の時点において認定すると。そしたら、償還ということが当然、予期せぬことも予測されるところがあるのですけれど、これは保証人なんかもやっぱりつけてもらえるようなあれになっているのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） 連帯保証人2名をつけていただくようにしております。

議長（吉田敏男君） 他に質疑ございませんか。

5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 参考までにお聞きしますけれども、この修学資金貸付条例が制定されてもう数年経っておりますが、今まで認定対象がどのぐらいいて、そしてこの違約金を支払わなきゃいかなくなったという、そういう人がそのうち何名いらっしゃるのかをお聞きしたいのですが。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長櫻井

光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） 今、これまでの貸し付けした実績の数値持ち合わせしていないのですけれども、看護師で5人、お医者さんで3名というふうに記憶していますけれども、ちょっと資料持ってきていませんので、この平成19年以降に貸し付けをしている人数でございます。

なお、違約金を今までお支払いした人はいるかという部分でございますが、たしか平成21年度だったと思いますが、1名の方いらっしゃいます。この方は、看護師さんを目指して修学をされたのですけれども、1年生の時点で看護師を志望を断念をされて違う道に行かれたということで、違約金を1年分お支払いを受けております。

また、医師等においても、この資金を借り受けした方が2名ほどいらっしゃいますけれども、この部分については、平成19年に改正した以前の条例を適用しておりまして、そのときは違約金は発生しませんので、納めておりません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第100号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号足寄町医師等

修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

陳情第1号

議長（吉田敏男君） 日程第22 陳情第1号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

ただいま、議題になっております陳情第1号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の継続審査にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「介護保険制度の『緊急改善』を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の継続審査にすることに決定をいたしました。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月18日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞様でございます。

午前11時45分 散会